

5 自然環境と調和したまちづくり

5-1	地球環境
5-2	自然環境
5-3	公園・緑地・緑化



5 - 1 地球環境

現状と課題

- 環境基本計画に基づいた省エネルギー対策の推進など、環境諸施策を進めていますが、市民が主体となって環境活動に取り組むことができる仕組みづくりが必要です。
- 地球温暖化防止対策の一環として、市庁舎をはじめ市有施設でクールビズやウォームビズなど神栖市省エネルギー推進運動を実施していますが、今後も、太陽光や創エネルギー^{*1}など多角的なクリーンエネルギー^{*2}の普及促進に努めるとともに、電気自動車の普及・促進も必要です。
- 風力発電施設は、地域住民の健康、生態系や自然環境への影響などについて、取扱要項に基づき配慮を求めるとともに、洋上風力発電施設については、船舶航行などの安全確保について、適切な対応を行う必要があります。

基本方針

- 地球温暖化対策に係る補助制度による支援や再生可能エネルギーの導入促進を進めるとともに、市民、事業者、行政の三者による環境の諸課題に取り組む組織づくりを進めます。
- クリーンエネルギーの導入については、多角的に取り組み、二酸化炭素の排出抑制に努めます。
- 再生可能エネルギー^{*3}として期待されている風力発電施設の建設については、地域住民の健康などへの影響、生態系や自然環境の保護などについて、また、洋上風力発電施設については、船舶航行の安全確保などに十分配慮するよう事業者を指導します。

施策の体系

5 - 1 地球環境	①	環境基本計画等の推進
	②	環境意識の高揚
	③	新エネルギー導入の促進

- * 1 創エネルギー：各家庭においてエネルギーを節約するだけ（省エネするだけ）ではなく、太陽光発電システムや家庭用燃料電池（エネファームなど）を利用して積極的にエネルギーを作り出していくという考え方
- * 2 クリーンエネルギー：電気や熱などに変える際、二酸化炭素や窒素酸化物などの有害物質を排出しない、または排出量が少ないエネルギー
- * 3 再生可能エネルギー：太陽光や水力、風力、バイオマスなどの比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

主な施策の概要と方向性

① 環境基本計画等の推進

施策	概要・方向
環境基本計画の策定	○環境基本計画における各種施策の進行管理を行うとともに、策定から5年を目途に見直しを行います。
地球温暖化対策の推進	○環境保全率先実行計画(地球温暖化対策実行計画)に基づき、各施設などのエネルギー使用量の定時調査を行い管理するとともに、ESCO事業* ¹ を活用するなど、省エネルギーに関する取組を進めます。 ○冷暖房設定温度の遵守について、啓発活動を行います。

② 環境意識の高揚

施策	概要・方向
環境意識の高揚	○茨城県次世代エネルギーパーク事業* ² を積極的に活用し、新エネルギーや省エネルギーなどに関する取組を広く紹介し、次世代のエネルギーのあり方について理解の増進を図ります。

③ 新エネルギー導入の促進

施策	概要・方向
新エネルギーの普及促進	○太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーについて、促進啓発を行います。 ○風力発電施設の建設に際して、地域住民などの健康、生態系や自然環境などに十分配慮するよう、民間事業者をはじめ、関係機関等を指導します。 ○電気自動車の購入や電気自動車急速充電設備の設置に対し補助を行い、環境に配慮した次世代自動車の普及促進を図ります。

数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
公共施設のCO ₂ 排出削減率	エネルギーの効率的な利用促進や省エネ機器への転換を推進する	0.8%削減 (対平成21年度比)	5.0%削減 (対平成28年度比)	

* 1 ESCO:Energy Service Company の略称で、省エネルギーを民間の企業活動として行い、顧客にエネルギーサービスを包括的に提供する事業

* 2 茨城県次世代エネルギーパーク事業:県民などのエネルギーに対する関心・理解を広げ、省エネルギー型のライフスタイルや事業活動の実践を導くとともに、次世代エネルギーに係る研究開発や産業・技術を支える人材育成の場・機会を提供することを目的とした事業

5 - 2 自然環境

現状と課題

- 利根川、常陸利根川、鯨川、堀割川などの河川は、市民に潤いを提供する機能を有していますが、十分な環境整備ができていない状況もあるため、市民の自然環境保全への意識の高揚を図るとともに、河川の美化と自然環境保全に努めながら、河川の景観を良好に保ち、潤いのある空間を創出することが求められます。
- 遠浅で水のきれいな海岸や河川などの豊かな自然環境を活用し、市民と観光客が楽しめるリゾートなどの開発の検討も必要です。

基本方針

- 自然環境を守り育てるため、市民の自然保護意識の高揚を図るとともに、市民、事業者、行政が連携し、自然環境の保全に取り組みます。
- 河川の美しさや自然環境を保全し、潤いと安らぎの空間を創出する環境整備を図ります。
- 海岸線の環境美化や海岸防災林などの保全に取り組みます。
- 市民が安全で快適に海浜レクリエーションなどを楽しめるよう、自然環境を活用します。



Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3

施策の体系

⑤ - 2 自然環境	①	自然保護思想の普及
	②	自然環境の保全
	③	自然環境の活用

主な施策の概要と方向性

① 自然保護思想の普及

施策	概要・方向
自然保護意識の高揚	○自然環境に関する情報や学習機会を提供するなど、自然環境の保護に対する啓発活動に努めます。
市民参加による美化活動の促進	○市民参加による清掃活動を継続的に実施して、環境保全と環境美化に対する意識の向上を図ります。

② 自然環境の保全

施策	概要・方向
河川環境の保全	○河川改修と併せ、河川の美しさと自然環境を保全し、水質浄化を図ることで、潤いのある空間の創出に努めます。 ○利根川の堤防未整備地区の築堤事業については、国土交通省との連携を密にして、早期完成を図ります。 ○除草などの実施により、河川の環境美化と良好な景観の保全に努めます。
河川の水質浄化	○霞ヶ浦流域の自治体や国、県と連携を図りながら、流域全体として水質浄化に努めます。
海岸環境の保全	○海岸防災林の松くい虫などによる松枯れ被害防止に努めます。 ○海岸美化活動を通じて漂着ごみを回収するなど、海岸環境美化を推進します。
砂利採取への規制強化	○認可基準を守らない砂利採取行為に対し、砂利採取業者への指導を徹底して行うよう、県に働きかけます。

③ 自然環境の活用

施策	概要・方向
安全・快適な自然環境の活用	○海浜レクリエーションの拠点となる日川浜海水浴場や波崎海水浴場など、市民や観光客が安全で快適に過ごせる自然環境を活用した空間づくりに努めます。

5 - 3 公園・緑地・緑化

現状と課題

- 都市公園については、配置の均衡を図りながら整備するよう求められていますが、現状では地域によって配置に偏りがみられます。また、市民生活に潤いのある公園環境の提供が不可欠ですが、施設の老朽化などにより多額の費用が必要となるため、効率的に維持管理を行っていくことが必要です。
- 市民ボランティアの協力により、市内7カ所のフラワーロードへ花苗の植栽を実施しています。ボランティアの参加者数も年々増加傾向にあるなど、市民のまちづくりへの参加意識も高まり、本市の景観の向上も図られていますが、植栽から管理まで行う里親は減少しているため、里親制度のPR方法などについて改善を図ることが必要です。

基本方針

- 公園の整備については、地域的な偏りがないう、防犯面や災害防止にも配慮しながら公園を整備するとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、効率的な維持管理と公園施設の改築や更新を行い、公園利用者の安全と安心の確保に努めます。また、市民協働による公園の維持管理によって地域コミュニティの醸成を図るとともに管理費の縮減を図ります。
- 県営公園である港公園については、施設の充実を県に働きかけます。
- 市民が自発的に花植えボランティアに参加できるよう、植栽から管理まで一定の区画を任せる里親制度の導入など、内容や方法の工夫に努めます。

施策の体系

5 - 3 公園・緑地・緑化	①	公園や緑地の整備と利用促進
	②	緑化の推進

Ⅲ-1

Ⅲ-2①

Ⅲ-2②

Ⅲ-2③

Ⅲ-2④

Ⅲ-2⑤

Ⅲ-2⑥

Ⅲ-2⑦

Ⅲ-2⑧

Ⅲ-3



主な施策の概要と方向性

① 公園や緑地の整備と利用促進

施策	概要・方向
港公園の整備充実	○老朽化や劣化した施設の改修だけでなく、バリアフリーや多様化する公園へのニーズに対応する施設としての整備を県へ働きかけます。
その他の公園、緑地等の整備	○地域的な偏りがないよう、防犯面にも配慮しながら計画的に公園を整備します。 ○引き続き市民協働のまちづくり推進事業を活用し、維持管理を図ります。
都市公園等の機能の充実	○公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化に対する安全対策や適切な維持補修を実施し、安心して利用できる公園の管理に努めます。
常陸利根川サイクリングロードの利用促進	○常陸利根川サイクリングロードについてガイドマップや観光キャラバンなどを通じてPRを行うとともに、案内看板や休憩施設などのサービス施設の充実に努めます。

② 緑化の推進

施策	概要・方向
公共施設緑化の推進	○計画的な緑化の推進や緑地管理に努め、潤いある環境の創造を図ります。
花いっぱい運動の充実	○植栽から草取り、水かけなどの管理までを行う団体を公募し、市民自らがつくり上げる花いっぱい運動を推進します。

数値目標等

項目	目標の考え方	2016年度	2022年度	備考
公園への植栽の件数	都市公園等の整備や既存公園へ植栽を推進する	—	2件	
住民一人当たりの都市公園の敷地面積	市民の憩いと安らぎの場となる公園や緑地を確保する	25.56㎡	26.00㎡	